

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2011年3月2日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、保安規定^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

<保安規定の変更認可申請の概要>

廃止措置中の1、2号機を担当している運転員への保安教育を見直し、保安規定第1編で定めている教育項目について、これまで全てが対象であったものを、発電所の共用設備^{※3}に関する項目のみ対象とするよう変更します。

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- ※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
なお、浜岡原子力発電所の保安規定は2編構成となっており、第1編では運転段階の原子炉施設である3、4、5号機に係る事項を、また、第2編では廃止措置段階の原子炉施設である1、2号機に係る事項を規定しています。
- ※3 共用設備とは、号機に区別なく発電所内で共用する設備であり、廃棄物減容処理装置(発電所の放射線管理区域内の作業で発生した紙、布などの可燃物を焼却する設備)などです。

以上